

# 第5次山形県障がい者計画の概要

## ◇ 計画の趣旨

国の障がい者施策の動向や県内障がい者の現状を踏まえながら、障がい者の自立及び社会参加を支援する施策を総合的に進めるため、新たに計画を策定する。

## ◇ 計画の性格

障害者基本法第11条第2項の規定による都道府県障害者計画（障害者のための施策に関する基本的な計画）

## ◇ 計画の期間 令和元年度から令和5年度まで(5年間)

### 本県の障がい者を取り巻く現状と課題

#### 【現状】

○ 障害者差別解消法(平成28年4月)、障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月)が施行され、また、山形県障がいのある人も共に生きる社会づくり条例(平成28年4月)、山形県手話言語条例(平成29年3月)を制定し、共生社会の実現に向けて、障がい者の社会参加の機会確保などの取組が求められている。

障がい者が社会参加しやすい環境整備と差別解消に向けたさらなる取組が必要

○ 2020年の東京パラリンピックを契機に、障害者スポーツについての社会的認知度が高まっている。

障がい者の自立と社会参加に向け、障がい者スポーツの普及拡大を図るとともに、競技力の向上が必要

○ 障がい者の高齢化が進んでおり、生涯にわたる支援が求められている。また、近年は日常的に医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加している中で、在宅の児童は家族中心のケアによって支えられている。

すべてのライフステージにおいて、障がい者やその家族などが孤立することなく身近な地域で生活するための支援体制が必要

○ 東日本大震災以降も含め、各地で地震や水害など災害の発生が続いている。

防災対策を講じるにあたっては、障がい者への対応が必要

#### 【課題】

- 共生社会実現のための障がい者の自立と社会参加の機会の拡大、それを支える地域の意識の醸成
- 障がい者やその家族などが地域で生活するための関係機関が連携した支援と様々な障がいに対応する基盤の整備
- 災害発生に備え、障がい者を支えられる平時からの連携体制の整備

## ◇ 計画の目標

**障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現**

共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが自らが望む地域で、持てる能力を発揮しながら生き活きと暮らせる地域づくりを進める。障がい者が人格と個性を尊重され、自立するために必要なサービスを活用しながら地域で生き活きと生活するための基盤を整備する等、社会全体で障がい者を支えながら、「共に生きる山形」の実現を目指していく。

### 施策の体系

#### 1 自立と社会参加の拡大

本人の能力を育て、かつ能力を発揮するための施策を推進

- (1) 障がいの受容に対する支援
  - ① 障がいのある子どもの親の障がい受容及び支援
  - ② 成人期以降に障がいが発生した場合の障がいの受容と支援
  - ③ 本人や障がい者団体等の活動の支援
- (2) 特別支援教育等の充実
  - ① 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援
  - ② 小・中学校等、高等学校における特別支援教育の充実
  - ③ 特別支援学校における教育の充実
- (3) 雇用・就労の促進と所得の向上
  - ① 障がい者の職業能力開発
  - ② 障がい者の雇用促進
  - ③ 福祉的就労への支援
  - ④ 農福連携・林福連携の推進
- (4) 文化芸術活動・スポーツ等を通じた社会参加の推進
  - ① 文化芸術活動を通じた社会参加の推進
  - ② スポーツ活動を通じた社会参加の推進



障がい者の作品

#### 2 地域で生き活きと生活するための基盤整備

保健・福祉サービス等の機能を充実させる施策を推進

- (1) 相談支援の充実・ネットワーク化の推進
  - ① 市町村における総合的な相談支援体制の充実
  - ② 障がい保健福祉圏域(県内4地域)における相談支援ネットワークの強化
  - ③ 県全体の専門的な相談機関の充実
- (2) 地域生活の支援
  - ① 早期発見、早期療育体制の整備
  - ② 健康の保持・増進
  - ③ 福祉用具の利用支援等
  - ④ 在宅障がい福祉サービスの充実
  - ⑤ 住まいの確保
  - ⑥ 活動の場の確保
  - ⑦ 地域リハビリテーション体制の整備
  - ⑧ 地域移行の推進
- (3) 地域生活支援のための施設サービスの充実
- (4) 質の高いサービスの提供
  - ① サービス評価等の実施によるサービスの向上
  - ② 情報提供の充実
  - ③ 障がい福祉を支える人材の確保、養成
- (5) 高齢化に応じた支援
  - ① 施設での支援
  - ② 在宅での支援
  - ③ 高齢者施策と障がい者施策の一体化
- (6) 精神保健・医療の適切な提供
- (7) 様々な障がいへの対応の強化
  - ① 重症心身障がい児(者)支援の充実
  - ② 発達障がい児(者)支援の充実
  - ③ 高次脳機能障がい者支援の充実
  - ④ 難病患者の治療や療養生活の支援の充実
  - ⑤ 医療的ケア児支援の充実

#### 3 共に支え合う地域づくり

社会全体で障がい者を支えていくための施策を推進

- (1) 差別の解消と権利擁護の推進
  - ① 差別解消に向けた啓発・広報・コミュニケーションの促進(理解促進・意識醸成)
  - ② 心のバリアフリー推進員の養成
  - ③ ヘルプマークの普及
  - ④ 成年後見制度等の活用
  - ⑤ 障がい者に対する虐待の防止
- (2) バリアフリー化の促進
  - ① 情報の利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上
  - ② 意思疎通支援の充実
  - ③ 手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策の推進
  - ④ 公共的施設等のバリアフリー化の促進
  - ⑤ 移動するために必要なバリアフリー化の促進
  - ⑥ 市町村の取組に対する支援等による総合的な推進
- (3) 地域における見守り、支援の充実
  - ① ボランティア活動による支援の充実
  - ② 福祉教育、交流の推進
  - ③ 交通安全の確保
  - ④ 暮らしの安全・安心の確保
- (4) 災害時の支援、防災対策等の推進



心のバリアフリーマーク



ヘルプマーク